

寄附金税制の概要

〔国税〕

	所得控除
控除対象 寄附金	① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定NPO法人に対する寄附金
控除額	寄附金額 - 2,000 円 ※対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の 40%相当額
添付書類	・ 寄附金の受領書 (寄附金を受領した旨、その寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額、受領年月日)

〔地方税〕

対象法人	① 都道府県・市区町村に対する寄付金（ふるさと寄附金） ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金 ③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 ※ お住まいの都道府県・市町村の条例をご確認下さい。
控除額 (税額控除)	$(\text{寄附金} (\ast 1) - 2 \text{ 千円}) \times 10\% (\ast 2)$ ※1 対象となる寄附金の上限：総所得金額等の 30% ※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出。 ・ 都道府県が指定した寄付金は 4% ・ 市区町村が指定した寄付金は 6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄付金の場合は 10%)
手続き等	所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですので、特段の手続きは必要ありませんが、 <u>所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を記載して下さい。</u>